

代表、副代表、運営委員選出手順

1. 代表

運営規約連合代表選出議決細則により、次のような手順で選出します。

- 1-1. 会員学会から推薦いただいた代表候補のリストを添付いたします。
- 1-2. 代表候補が複数の場合には、各評議員が1個の議決権を持つ投票により選出します。今回は複数の候補がおられますので、投票となります。

投票には下記3通りございます。

- A. 評議員会当日の投票
- B. 評議員会での委任状による投票
- C. 評議員会に先立つ事前投票

委任状については、5月8日までにお送りいただいています。委任状は議長宛のものと、本日ご出席の評議員宛のものがあります。

委任を受けられている評議員の方には、委任状用の投票用紙を配布しますので、ご自分のご投票とは別に、委任状によるご投票にはそちらをご利用ください。過半数に達しなかった場合は上位2者で再度選出議決を行います。

なお、投票後、事務局で開票、集票作業をさせていただき、結果のみを発表させていただきます。

2. 副代表

運営規約第6条により、評議員会において評議員の互選で選出されます。代表と異なり、特に選出議決細則はありません。代表が選出された後で、副代表の選出を行います。

- 2-1. 代表選出後、副代表候補の推薦を求めます。
- 2-2. 副代表候補が定員の2名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出されます。
- 2-3. 副代表候補が2名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となります。評議員は1個の議決権を有します。

3. 運営委員

運営規約第10条により、評議員会において評議員の互選で選出されます。副代表選出後、運営委員の選出を行います。運営委員会は連合代表・連合副代表を含め8名以内の運営委員により構成されることとなっているため、定員は5名です。

- 3-1. 副代表選出後、運営委員候補の推薦を求めます。
- 3-2. 運営委員候補が定員の5名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出されます。
- 3-3. 運営委員候補が5名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となります。評議員は1個の議決権を有します。